

## 下水道事業運営審議会における過去2回の改定時論点

平成 19 年度改定			平成 24 年度改定（現行使用料）																																														
審議会における検討概要	市議会における議論	使用料体系	審議会における検討概要	市議会における議論	使用料体系																																												
<p><b>審議会における意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費だけでは、適正価格ではないということ。</li> <li>・資本費も入れなければ適性価格とはいえないこと。</li> </ul> <p><b>審議会における説明</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水の維持管理費 100%を目指して使用料の改定を進めてきた結果、維持管理費の他、一部資本費に使用料充当している状況となっていること。</li> <li>・本来、汚水に係る経費は、施設の利用者が負担することが原則であること。</li> <li>・国によると汚水に係る維持管理費と資本費を賄える料金設定が基本であること。</li> <li>・適正化とは、現在の対象経費の設定を維持管理費のみではなく資本費を含めた料金設定とし、汚水の維持管理費と資本費を賄えるようにすること。</li> </ul> <p><b>提示された改定案</b></p> <p>案① 維持管理費、資本費全額を使用料対象経費とする。</p> <p>案② 維持管理費全額と、資本費の 40%を使用料対象経費とする。 (40%は全国平均値)</p> <p>案③ 維持管理費全額と、資本費の 60%を使用料対象経費とする。 (60%は近隣市町村の平均値)</p> <p><b>結論</b></p> <p>改定を一気に行うと大幅な引上率となってしまうため、激変緩和措置として1回目の引上率を20%とし、中期目標を資本費の算入率50%とした。</p> <p>また、区分については、これまでの9区分をそのまま使うとした。</p>	<p>平成 18 年 12 月</p> <p><b>建設常任委員会</b></p> <p>○汚水資本費 50%にするには今の使用料でどれくらいのアップが必要か ⇒今の2倍程度の値上げが必要</p> <p>○2割上げると資本費充当率は何%になるか ⇒使用料を20%改定すると概ね14%の資本費充当率になる</p> <p>○次に値上げする時期はいつ頃か ⇒答申から10年以内で50%にもっていくよう3年ごとくらいで進めていきたい</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (m<sup>3</sup>)</th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0~8</td><td>89</td></tr> <tr><td>9~15</td><td>97</td></tr> <tr><td>16~20</td><td>105</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>114</td></tr> <tr><td>31~50</td><td>126</td></tr> <tr><td>51~100</td><td>148</td></tr> <tr><td>101~300</td><td>194</td></tr> <tr><td>301 ~ 1,000</td><td>242</td></tr> <tr><td>1,001~</td><td>294</td></tr> <tr><td>公衆 浴場等</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 一律 20%改定 (資本費も対象に加える)</p>	区分 (m <sup>3</sup> )	(円)	0~8	89	9~15	97	16~20	105	21~30	114	31~50	126	51~100	148	101~300	194	301 ~ 1,000	242	1,001~	294	公衆 浴場等	5	<p>○平成 24 年度改定は、平成 19 年度の答申に基づき実施されたため、審議会への諮問は行っていないが、改定にあたり、次のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回（19年度改定）の審議会で経営の健全化が議論されたが、独立採算についてはどの様に考えているか。 ⇒遠い将来であるが、独立採算を目指していく。</li> <li>・下水道事業は公営企業会計で行わなければならない。使用料で賄うものと、税金で賄うものを明確にする必要がある。雨水は税金、汚水は使用料で賄う。これを混ぜて議論すると、使用料を上げる理由が見えない。</li> </ul>	<p>平成 23 年 12 月</p> <p><b>建設常任委員会</b></p> <p>○使用料を約 10%改定すると、資本費への算入は何%になるか ⇒資本費の30%になる</p> <p>○経済状況を考え公費と私費の割合を半々にする基本的な考え方を見直す必要がある。特に鎌倉の地形的な状況を考えると、他市にはない工事費そのものが相当膨らんでいる。 ⇒国土交通省の下水道財政研究会の報告では、負担すべき経費は基本的には全額となっているが、審議会では公費と私費の半分ずつとする答申をいただいた。 段階的に半分程度になるようには目指していきたい。</p> <p>○市民生活とのかかわりをもっと考えるべき。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (m<sup>3</sup>)</th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0~8</td><td>97</td></tr> <tr><td>9~15</td><td>106</td></tr> <tr><td>16~20</td><td>115</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>125</td></tr> <tr><td>31~50</td><td>139</td></tr> <tr><td>51~100</td><td>163</td></tr> <tr><td>101~300</td><td>214</td></tr> <tr><td>301 ~ 1,000</td><td>267</td></tr> <tr><td>1,001~</td><td>325</td></tr> <tr><td>公衆 浴場等</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 一律 10%改定 (資本費 45%算入に相当)</p>	区分 (m <sup>3</sup> )	(円)	0~8	97	9~15	106	16~20	115	21~30	125	31~50	139	51~100	163	101~300	214	301 ~ 1,000	267	1,001~	325	公衆 浴場等	5
区分 (m <sup>3</sup> )	(円)																																																
0~8	89																																																
9~15	97																																																
16~20	105																																																
21~30	114																																																
31~50	126																																																
51~100	148																																																
101~300	194																																																
301 ~ 1,000	242																																																
1,001~	294																																																
公衆 浴場等	5																																																
区分 (m <sup>3</sup> )	(円)																																																
0~8	97																																																
9~15	106																																																
16~20	115																																																
21~30	125																																																
31~50	139																																																
51~100	163																																																
101~300	214																																																
301 ~ 1,000	267																																																
1,001~	325																																																
公衆 浴場等	5																																																
	<p><b>市民の反応</b></p> <p>○市民からの問い合わせ件数約 250 件</p> <p>○主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・だれがどのように決めたのか</li> <li>・もっと市民に分かるようにすべき</li> <li>・現在の経済情勢では20%アップは高すぎる</li> <li>・他市と比較してどうか</li> </ul>		<p><b>市民の反応</b></p> <p>○市民からの問い合わせ件数 62 件</p> <p>○主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10%は高すぎる</li> <li>・今の使用水量でいくらになるのか</li> <li>・改定理由は</li> </ul>																																														